

**Secure Connect Managed Suite
サービス利用規約**

2026年4月24日

アルテリア・ネットワークス株式会社

第1章 総則

(規約の適用)

- 第1条** アルテリア・ネットワークス株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定に基づき、この『Secure Connect Managed Suiteサービス利用規約』（料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これによりSecure Connect Managed Suiteサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本規約と本規約に附随する仕様書の定めに相違がある場合、本規約の内容を優先して適用するものとします。
- 2 本規約に定めのない内容もしくは本規約の内容と異なる内容を個別に定める場合は、当該個別の規定が本規約に優先するものとします。

(規約の変更)

- 第2条** 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

- 第3条** 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

用語	用語の意味
1 利用ソフトウェア	契約者が本サービスの提供を受けるにあたり利用するソフトウェアをいいます。
2 利用機器	契約者が本サービスを利用するために、利用ソフトウェアをインストールする契約者自身のシステム環境およびネットワーク環境に設置されている通信機器および端末の総称をいいます。
3 Secure Connect Managed Suite	利用機器を通じて、インターネットに接続する際のマルウェア、フィッシング、ボットネット等の脅威から契約者が利用する電子機器等を守るためのクラウド型セキュリティサービスをいいます。
4 本サービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
5 加入契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
6 契約者	当社と加入契約を締結している者をいいます。
7 提携事業者	別記に定める本サービスの提供に関して当社と提携している事業者をいいます。
8 消費税相当額	消費税法（昭和六十三年十二月三十日法律第八号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 本サービスの利用等

(サービスの対象)

- 第4条** 当社は、加入契約に基づき、別記に定める本サービスを提供します。

(利用ソフトウェア)

- 第5条** 本サービスの提供を受けるための利用ソフトウェアでは、別記のプラン、機能を利用することが出来ます。

(提供区域)

第6条 本サービスは、日本国内（離島を除く）の当社が定める区域において提供するものとします。また、契約者は、加入契約の存続する範囲において、利用ソフトウェアを本サービスの用途のみにて使用するものとします。

第3章 契約

(加入契約申込みの方法)

第7条 加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う本サービス取扱所に提出して頂きます。

- (1) 本サービスの利用ソフトウェア、プラン
- (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項
- (3) その他当社が必要とする事項

2 契約者は、本サービスを利用するにあたり、サービス管理者2名を定め、当該管理者の情報を当社に提出いただきます。

(加入契約申込みの承諾)

第8条 当社は、加入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、加入契約の申込みを承諾する日は、当社所定の契約申込書を当社が受け付けた日とします。

3 当社は、次の場合には、その加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき
- (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
- (3) 申込者が、当社が提供するサービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき
- (5) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団またはこれらに準ずる反社会的な集団または個人（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき

4 当社は、前項の規定により、本サービスの加入契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

(加入契約申込みの取消)

第9条 契約者は、当社が加入契約の申込みを承諾した日から、本サービスの提供開始日までの間、加入契約の申込みを取消し、解除することができます（以下この条において「取消」といいます。）。

2 契約者は、当社が加入契約の申込みを承諾した日から、導入サービスの開始日までに取消を行う場合、当該加入契約に定める一時金その他、契約者の取消までに当社が負担した利用ソフトウェアの手配代金、導入に要した設定作業費等の実費を、解約金として当社に支払っていただきます。

3 契約者が、導入サービスの開始日から、本サービス提供開始日までに取消を行う場合、前項の解約金に加え、契約者が申込をした本サービスの1年間分に相当する月額料金を当社に支払っていただきます。

4 前2項について、契約者の責めによらない理由により、加入契約の取消があった場合は、この限りではありません。この場合、既に一時金が支払われているときは、当社は、その一時金のみを当社所定の方法により返還します。

(提供開始日および契約期間)

- 第10条** 本サービスの提供開始日は、当社が契約者に対して第20条（利用ソフトウェアの導入）に定める導入サービスの完了日とします。
- 2 本サービスの契約期間は、前項に定める本サービスの提供開始日から、第20条（利用ソフトウェアの導入）に定める導入サービス開始日の1年後までの期間とします。なお、契約期間満了日の3ヶ月前までに、当社所定の書面による当社への終了の旨の通知がない場合、契約期間は、1年間自動的に更新し、以後同様とします。
- 3 契約者は、契約期間内に加入契約の解除があった場合は、当社が定める支払期日までに、第24条（契約期間内の加入契約の解除等に係る料金）に規定する額を支払って頂きます。

(譲渡等)

- 第11条** 契約者は、本規約に基づく権利または義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
- 2 当社は、本規約に基づき契約者に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。契約者は加入契約の申込みをもってこれを承諾するものとします。

(プランの変更)

- 第12条** 契約者は、本サービスのプラン変更を行う場合、加入契約を解除し、新たに加入契約を締結いただきます。

(契約者が行う加入契約の解除)

- 第13条** 契約者は、加入契約の全部または一部を解除しようとするときは、加入契約を解除しようとする日の3ヶ月前までに、そのことを本サービス取扱所に当社所定の書面により通知して頂きます。

(当社が行う加入契約の解除)

- 第14条** 当社は、契約者が加入契約に基づく債務の履行を怠った場合、相当な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、加入契約を解除することが出来ます。
- 2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知、催告なくして直ちに加入契約を解除することが出来ます。
- (1) 銀行取引停止処分を受けたとき
 - (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産手続き、民事再生手続き、会社更生手続きの開始の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
 - (4) 解散の決議をなしたとき
 - (5) 本サービスを以下の行為に使用したとき
 - ①公序良俗に反する行為
 - ②犯罪行為
 - ③他人の著作権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - ④他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
 - ⑤他人の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為
 - ⑥不特定多数、無作為に勧誘もしくは案内するメールを送信する行為
 - ⑦本サービスの運営を妨げ、もしくは当社の信頼を毀損する行為
 - ⑧法令に違反する行為
 - (6) 法令に違反する行為がなされたとき
 - (7) 本規約に違反したとき
 - (8) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
 - (9) 契約者が、暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であると

- き、または、反社会的勢力であったと判明したとき
- (10) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害したとき、または、妨害するおそれのある行為をしたとき
 - (11) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどしたとき
 - (12) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をしたとき
 - (13) 契約者自ら、または第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をしたとき
- 3 前2項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
- 4 当社は、当初当社と契約者が合意の上決定した、利用ソフトウェアの導入予定日の属する月の翌月末を過ぎても、契約者都合によって本サービスの提供が開始されない場合は加入契約を解除することができます。なお、この場合、第9条（加入契約申込みの取消）に定める費用および解除までの間の本サービスの料金を契約者に支払っていただきます。

（委託）

第15条 当社は、加入契約に関する業務の全部または一部を当社が指定する業者（以下「協力事業者」といいます。）に委託することができるものとし、当社は契約者に対し当該委託先の行為についての責任を負うものとします。

（本サービス提供の制限）

- 第16条** 当社は、緊急事態その他不測の事態が生じた場合、本サービスにかかわるシステムの保守点検等を行うため、契約者に事前の通知をすることなく本サービスの提供を一時的に制限できるものとします。
- 2 本サービスは、本サービス利用のために必要または適した当社指定の通信環境、利用機器その他の機器、設備の仕様、構成、ソフトウェア、サービス、設置環境等（以下「利用環境設備」という）の利用環境下で利用いただく必要があります。これらの所定の利用環境外では、本サービスを利用できないことがあります。

（本サービスの変更または終了）

- 第17条** 当社は、利用ソフトウェアの販売、または当該利用ソフトウェアのサポート等の終了等により、契約者に対する本サービスの提供の継続が不可能となった場合、本サービスの提供を変更または終了することができるものとします。
- 2 前項のほか、本サービスを継続し難い事由が生じた場合は、当社は本サービスの提供を終了することができるものとします。
- 3 前2項において、本サービスを終了する場合、当社所定の方法で通知します。

（本サービス実施の停止）

- 第18条** 当社は、次の各号の一に該当する場合、当社が定める期間、本サービスの実施を停止できるものとします。
- (1) 契約者に第14条（当社が行う加入契約の解除）の各号に定める事由が発生し、または発生するおそれがあると当社が判断したとき
 - (2) 第三者に損害が発生し、または発生するおそれがあり、本サービスを停止すべきと当社が判断したとき
 - (3) 本サービスのメンテナンス作業が発生したとき
 - (4) 契約者が第30条（契約者の義務）の定めに従ったとき
 - (5) 前各号のほか、本サービスに関する当社の本規約に定める債務の履行に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあるとき
- 2 前項において、当社が本サービスの実施を停止するときは、原則としてその理由、利用停止をする日を当社所定の方法により契約者に通知するものとします。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 3 第1項各号に定める事由のいずれかにより、本サービスを提供できなかったことに関して契約者または第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

第4章 利用ソフトウェアの導入

(利用ソフトウェアのライセンス付与)

- 第19条** 当社は、契約者が本サービスを利用するため、利用ソフトウェアのライセンスを加入契約に従い、契約者に付与するものとします。
- 2 利用ソフトウェアは、当社指定の方法にて契約者の責任と負担により、ダウンロードし、利用機器にインストールしていただきます。

(利用ソフトウェアの導入)

- 第20条** 当社は、加入契約の定める範囲にて、導入サービスとして別記に定める利用ソフトウェアの設定作業のほかその支援を行います。
- 2 前項の作業の内容は、契約者との協議により定めるものとし、導入サービスの開始日については別途通知するものとします。なお、当該作業は、利用ソフトウェアの現状の仕様、機能、性能を前提としており、これを逸脱する要求については対応しないものとします。
 - 3 導入サービスの実施は、当社または提携事業者にて行います。
 - 4 導入サービスにつき、設定内容の変更、その他契約者、提携事業者の都合により、実施完了の期日が延長される場合があります。なお、導入サービスの実施完了が、契約者の指定する期日より遅延した場合、当該事由が当社の故意、重過失によるものでない限り、当社は遅延により生じた損害に関して一切責任を負わないものとします。
 - 5 導入サービスの実施完了後、契約者はインストールされた利用ソフトウェア、導入サービスのうち成果物があるもの、契約者の指定する仕様に設定、構築等を行う業務について、その内容が加入契約に定める内容に適合していない事象がないことを検収し、検収完了後、当社へ検収証を交付するものとします。当該検収証の交付後、当社は契約者に対し、導入サービスの完了日を別途通知するものとし、当該通知を以って、導入サービスは完了するものとします。
 - 6 前項の検収において、実施内容について適合しない箇所を発見した場合、当社は無償で設定内容の変更、修繕等の対応を行い、問題を解消するものとします。
 - 7 導入サービスの完了後3ヶ月以内に、第5項に定める検収対象の内容において加入契約の内容と適合しない箇所が認められた場合、当社は無償にて補修、修繕等を行い、問題を解消するものとします。但し、当該不適合箇所が、当社の責に帰さない事由による場合、または利用ソフトウェアの仕様、機能、性能、利用機器、または契約者の本サービス利用環境に起因する場合、その他技術的、経済的に解決することが難しい場合、当社は責任を負わないものとします。なお、これにより契約者の目的が達成できない場合、契約者は加入契約を解除することができます。ただし、解除までに当社、提携事業者が要した費用等は契約者の負担となります。
 - 8 当社は、利用ソフトウェアについて、ソフトウェア提供元の事業者により定められた所定の標準的な機能、性能を備えていることのみを保証するものとし、利用ソフトウェアのバグ、故障、不良等の有無またはこれらによる不具合のほか、契約者の本サービスの使用目的への適合性、目的の達成の可否に関して何ら保証するものではありません。
 - 9 本条に明示的に定めがある場合を除き、利用ソフトウェア（ソフトウェアのダウンロード、インストールを含む）、導入サービスの履行およびその結果について、債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為その他の事由の如何にかかわらず、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
 - 10 導入サービスの完了後、当社の責めに帰さない事由により、利用ソフトウェアに生じた一切の損害については契約者が負担するものとします。

(管理ツール)

- 第21条** 契約者は、利用ソフトウェアの利用状況につき、WEB上の管理ツールの機能により閲覧および設定内容の変更をすることができます。

- 2 当社は、前項の管理ツールの利用に必要な専用サイトのアカウント（本サービスの提供のため、契約者の届出を受け当社が契約者の専用サイトへログインできるアカウント）およびパスワードを契約者に付与し、契約者は当該アカウント情報を善良なる管理者としての注意義務を以って管理する責任を負います。契約者が当該アカウント情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により、契約者または第三者に発生した損害について、当社はその責任を負わないものとします。
- 3 当社は、管理ツールの利用および当該管理ツールの利用により取得する情報について、その完全性、正確性、可用性、信頼性、有用性その他一切について保証するものではありません。

第5章 料金等

（本サービスの料金の単価）

第22条 本サービスの料金の単価は、料金表記載のとおりとします。

（料金の支払義務）

- 第23条** 契約者は、本サービスに係る基本利用料金につき、加入契約の契約期間において、料金表に規定する料金の支払を要します。
- 2 契約者は、本サービスに係る一時金につき、当社の定める期日までに料金表に規定する料金の支払を要します。
 - 3 前2項の場合において、料金表に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

（契約期間内の加入契約の解除等に係る料金）

- 第24条** 契約者は、契約期間内に加入契約の解除があった場合は、第23条（料金の支払義務）および料金表の規定にかかわらず、残余期間（解除日から契約期間満了日の属する月の末日までの期間）に対応する本サービスの基本利用料金の額を支払期日までに、一括して支払うものとします。
- 2 契約者は、当社に前項の支払額を超える損害が発生したときは、前項に定める当社への支払額とは別に、その超過分を当社に支払うものとします。

（割増金）

第25条 契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払って頂きます。

（遅延損害金）

第26条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について当社の定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払って頂きます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

（料金の再請求）

- 第27条** 当社は、契約者が料金その他の債務について当社の定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとします。
- 2 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用は契約者の負担とさせていただきます。

第6章 損害賠償等

(損害賠償)

第28条 本サービスの提供において、本規約に明示的に定めのある場合を除き、当社は契約者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

- 2 本規約の定めに従い、当社が契約者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、本サービスの提供において、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、請求原因の如何にかかわらず、契約者に現実に発生した直接且つ通常生ずべき損害に限定され、また、データの喪失を含め、当社の予見の有無を問わず特別の事情によって生じた損害、間接損害、逸失利益について、当社は賠償責任を負わないものとします。
- 3 前項に基づき当社が損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、当該損害の発生に直接起因する本サービスの月額料金1ヶ月分を上限とします。

(免責)

第29条 当社は、契約者による本サービスの利用により、第三者からの損害賠償請求、クレーム等が当社になされた場合、当社の責に帰すべき事由である場合を除き、全ては契約者の費用と責任で処理するものとし、当社に生じた損害を補償するものとします。

- 2 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得たプログラム、ログその他の情報につき、その完全性、可用性、正確性、有用性または適法性につき、一切保証しません。
- 3 本サービスを利用して契約者が提供または伝送する情報については、契約者の責任において提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
- 4 当社は、契約者による本サービスの利用にあたり、第三者からのハッキング、ウィルスその他の不正アクセス等の被害につき、回避、防御、対策の実施およびこれらの効果、効用の保証を行うものではなく、当社は一切の責任を負わないことを契約者は予め容認します。

第7章 雑 則

(契約者の義務)

第30条 契約者は、善良なる管理者の注意をもって、利用ソフトウェア（利用ソフトウェアを構成する個別のプログラムを含み、以下同様とする）を維持、管理するものとし、その利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 利用ソフトウェアの第三者への譲渡、質入れ、転貸の他、配信、サブライセンス、リース、レンタル又は収益化する行為
 - (2) 利用ソフトウェアの複製、解析、改造、改変の他、リバース・エンジニアリング、復号化、修正、逆コンパイルもしくは逆アセンブルを行う行為または二次的著作物を作成する行為等
 - (3) 利用ソフトウェアの製品識別情報、所有権、知的財産権に関する通知またはその他の表示を削除、変更または隠ぺいする行為等
 - (4) 利用ソフトウェアを当社により許可されていない中古もしくは改造された利用機器上で使用、または特定のデバイスに対してライセンスされた利用ソフトウェアを異なる利用機器上で使用する行為
 - (5) 契約外の不正使用
 - (6) 仕様書に定めるソフトウェア提供元の条件に反する行為
 - (7) 利用ソフトウェアの本来の用途以外の使用
- 2 契約者は、当社が本サービスを遂行する上で必要となる契約者が保有または管理している一切の情報を当社に開示、提供するものとします。
 - 3 契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な利用環境設備を準備し、本サービスが正常に動作維持するための義務を負うものとします。契約者が当該義務に違反し、本サービスの提供に支障があると当社が判断した場合は、当社の要請に基づき、契

約者は自己の責任と負担において、必要な処置を速やかに行い、当該処置が完了次第、当社に通知するものとします。

- 4 契約者は、利用ソフトウェアを利用するために必要な利用環境設備の設定変更を、契約者の責任と負担で実施するものとします。なお、本サービスの終了時も同様とします。
- 5 契約者は、利用機器のシステム環境、ネットワーク環境その他の利用環境に変化、および本サービスの提供に影響を及ぼす事項等が生じる場合、事前に当社に通知し、当社の承諾を得るものとします。ただし、緊急の場合については、その都度速やかに当社へ通知するものとします。
- 6 契約者は、前項に定める利用環境の変化、影響のほか、火災、漏電、停電等の当社が本サービスを提供するにあたり影響を及ぼすと認められる事項を、その都度速やかに当社へ通知するものとします。
- 7 契約者は、本サービスの契約終了後、速やかに利用ソフトウェアを利用機器から削除するものとします。契約者が当該削除を行わなかったことにより生じた契約者の利用機器の不具合や当該不具合に起因して生じた契約者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。また、本契約が終了したとき、契約者は、利用ソフトウェアの提供元における本サービス用の基盤に記録されたすべての情報に対するアクセスの権利を失うものとします。この場合、当社は、当該情報を事前通告することなく消去することができ、いかなる形態であれ、その情報あるいはそのコピーを契約者に対して利用させる義務を負いません

(不可抗力)

第31条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、加入契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

- 2 前項の場合に、当該加入契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

(顧客情報等の保護)

第32条 当社は、加入契約に関連して知り得た申込者、契約者等のアクセスログや顧客情報（以下「顧客情報」といいます。）を、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、加入契約の履行、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- (1) 顧客情報を適切に管理するように契約等により義務づけた業務委託先または提携先に対し、必要な業務を委託する目的で顧客情報を提供するとき
 - (2) 提携事業者、協力事業者等に顧客情報を提供するとき
 - (3) サービス向上等の目的で顧客情報を集計および分析等するとき
 - (4) 前号の集計および分析等により得られたものを、顧客を識別または特定できない態様にて第三者に開示または提供するとき
 - (5) その他任意に申込者等の同意を得たうえで顧客情報を開示または利用するとき
 - (6) 裁判官の発付する令状により強制処分として搜索・押収等がなされる場合、法律上の照会権限を有する公的機関からの照会（刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）第197条第2項等）がなされた場合その他法令の規定に基づき提供しなければならないとき、または提供することができるとき
- 2 契約者は、本サービスの利用にあたり、利用ソフトウェアの機能において、本サービスの利用者のアクセスログを収集することについて予め承諾するものとし、利用者にも予め同意を得るものとします。
 - 3 契約者の指定するサービス管理者による管理ツールのWebサイト上の操作ログ（当社、提携事業者が実施する設定等のログを含みます）の保存期間は90日間となります。90日間を超えて保管する場合は、保管期間が満了する前に、契約者が管理するストレージにデータの保管先を変更する必要があるため、保管先を変更しなかった場合、保管期間が満了した操作ログを確認できなくなることを契約者は予め承諾します。

(準拠法および管轄)

第33条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

2 本規約に関して生じた訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(その他の提供条件)

第34条 加入契約に関するその他の提供条件については、別記および料金表に定めるところによります。

別記

1. 提携事業者

セコムトラストシステムズ株式会社

2. 利用ソフトウェア、プランの表示

利用ソフトウェア	プラン
Cisco Secure Connect	Cisco Secure Connect Foundation Essential
	Cisco Secure Connect Foundation Advantage
	Cisco Secure Connect Complete Essential
	Cisco Secure Connect Complete Advantage

各プランには、以下の機能の全部または一部が含まれます。契約者は、料金表および仕様書の定めに従い、利用ソフトウェア、プラン、機能をご利用いただけます。

機能	内容
基本機能	DNS レイヤセキュリティ、セキュアWebゲートウェイ、Web アプリケーション制御、ログ保管・検索、ZTNA（ゼロトラストネットワークアクセス）、運用支援（設定変更の代行） ※詳細は、仕様書に定める通りとします。
オプション機能	AD 連携、SOC セキュリティ分析、Reserved IP ※詳細は、仕様書に定める通りとします。

3. 導入サービス

導入サービスの内容は、以下の通りとします。

種類	内容
初期導入支援（簡易版）	サービス基本説明、推奨値での初期設定構築、操作トレーニング（1回）、テスト利用、利用マニュアル等の作成
初期導入支援（通常版）	サービス基本説明、要件確認・設計・構築、操作トレーニング（1回）、テスト利用（テスト中間い合わせサポートおよび設定対応）、契約期間中の問い合わせサポートおよび設定対応、利用マニュアル等の作成

4. Cisco Secure Connect

加入契約を締結し、本サービスを利用する場合、利用ソフトウェア提供事業者であるシスコシステムズ合同会社（以下「シスコ」といいます。）が定める利用規約その他の提供条件、個人情報の取り扱いに関する規定に予め同意いただきます。当該利用規約等は仕様書に定めるとおりとします。

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う基本利用料金は、暦月に従って計算します。
本サービスの基本利用料金は、本サービスの提供開始日の属する月の初日から加入契約の解除日の属する月の末日までの期間までを対象とし、契約者は当社に所定の期日に基本利用料金を支払うものとし、本サービスの提供開始に係る一時金は、本サービスの基本利用料金の初月分と合わせて請求するものとし、
本サービスの提供開始日、解除日が属する月については、日割り計算は行わず、当社は契約者に基本利用料金満額を請求するものとし、

(利用料金の日割)

- 2 当社は、基本利用料金等を利用日数について日割しません。

(端数処理)

- 3 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払)

- 4 契約者は、料金その他の債務に関する費用について、支払期日までに、本サービス取扱所または当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。この場合において、契約者は、振込手数料を負担していただきます。

(消費税相当額の加算)

- 5 本規約の規定により料金その他の債務の支払を要するものとされている額は、料金表に定めるものとし、消費税相当額を加算した額を請求するものとし、
ただし、第24条（契約期間内の加入契約の解除等に係る料金）に規定する料金ならびにその他料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

(料金変更等)

- 6 電気、ガス等の価格、為替、人件費等の大幅な改定その他経済情勢の変動等により本サービスの料金を変更する必要があると当社が判断した場合、契約期間の途中においても、契約者に通知し、協議の上、料金を改定することができるものとし、

第1表 本サービスに係る基本利用料金

サービス名	品目	単位	料金
本サービス	基本料金（設定変更、テクニカルサポート）	1加入契約ごとに月額	50,000円
	Cisco Secure Connect Foundation Essential プラン	10IDごとに月額	8,600円
	Cisco Secure Connect Foundation Advantage プラン	10IDごとに月額	11,000円
	Cisco Secure Connect Complete Essential プラン	10IDごとに月額	13,600円
	Cisco Secure Connect Complete Advantage プラン	10IDごとに月額	21,600円
	SOCセキュリティ分析 基本料金（オプション）※1	1加入契約ごとに月額	100,000円
	SOCセキュリティ分析 ユーザー料金（オプション）※1	10IDごとに月額	1,000円
	Reserved IP（オプション）	1加入契約ごとに月額	80,000円

備考

- ※1 SOCセキュリティ分析 基本料金をご利用いただく場合は、SOCセキュリティ分析 ユーザー料金についてもご契約いただきます。なお、ユーザー料金の数量はライセンス申込数と同数となります。また、本オプションは、契約時に選択いただく必要があり、契約期間中に追加することはできません。
- ※2 対応時間は、平日9:00から18:00（祝祭日および当社休業日を除く）となります。ただし、SOCセキュリティ分析をご利用の場合で、当該オプションに関し緊急事態その他不測の事態が生じた場合は、契約者より提携事業者にご連絡いただきます。連絡先については、仕様書をご確認ください。
- ※3 シスコのCisco Secure ConnectのOffer Descriptionに規定される転送量の制限を超過した場合、当社は契約者に追加料金を請求することがあります。
- ※4 契約者の依頼または契約者の責に帰すべき事由により、契約者に本サービスの提供を行い、または本サービスを継続するために必要な業務、作業その他の行為を行った場合には、当社は契約者に対して相当の対価を請求することがあります。

第2表 本サービスに関する一時金

サービス名	品目	単位	料金
導入サービス	初期導入支援（簡易版）	1加入契約ごとに	550,000円
	初期導入支援（通常版）	1加入契約ごとに	1,000,000円
	AD連携（オプション）	1加入契約ごとに	350,000円

備考

- ※1 対応時間は、平日9:00から18:00（祝祭日および当社休業日を除く）となります。

附 則

(実施期日)

本規約は、2026年4月24日から有効となります。